平成25年度

岩手県男女共同参画年次報告書

平成26年11月

岩手県

年次報告書の刊行にあたって

人口減少問題がクローズアップされる昨今、女性の社会参画への期待が一層 高まるとともに、女性、男性を問わず、仕事と子育て・介護の両立、働き方の 見直しなどが求められています。

国においては、「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、様々な状況におかれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できる活力ある社会、男性も女性もすべての人にとって暮らしやすい社会をつくることとしています。

岩手県においても、若者や女性の活躍支援に取り組んでおり、平成26年5月には「いわて女性の活躍促進連携会議」を設立して経済団体や産業団体等と連携した取組を進めているところです。

女性が活躍するためには、男性の理解と協力が必要です。また、女性にとって暮らしやすい社会は男性にとっても暮らしやすい社会となります。このようなことから、男女が互いの人権を尊重し、家庭・地域・職場など様々な分野において対等なパートナーシップを発揮することができる「男女共同参画社会」を実現することが必要です。

本県では、平成23年3月に新しい「いわて男女共同参画プラン」を策定し、 男女共に幅広く浸透する意識啓発や、家庭・地域・職場における男女共同参画 の実践などに市町村と連携して施策を推進しています。

この年次報告書は、岩手県男女共同参画推進条例第22条に基づき、本県における男女共同参画の現状や推進に関する施策の実施状況を取りまとめたものです。

本書を通じて、多くの方が男女共同参画についての理解と関心を深められ、男女共同参画社会の実現のための資料として御活用いただければ幸いです。

平成 26 年 11 月

岩手県環境生活部若者女性協働推進室

平成 26 年度 岩手県男女共同参画年次報告書

目 次

総括		1
第 1 i	部 岩手県の男女共同参画の現状	
Ι	男女共同参画をリード・サポートする人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
${\rm I\hspace{1em}I}$	家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
Ш	女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第 2 i	部 岩手県の男女共同参画推進状況~「いわて男女共同参画プラン」による~	
♦	施策の体系 ◆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1	「いわて男女共同参画プラン」主要な指標の達成状況	
(1) 【主要指標】達成度一覧(25年度実績、対25年度目標値)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(2) 平成 25 年度における主要な指標達成度に係る評価と今後の対応・・・・・・・・・・・	20
(3) 平成 25 年度における参考指標達成度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
2	平成 25 年度「いわて男女共同参画プラン」関連事業	
Ι	男女共同参画をリード・サポートする人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
${\rm I\hspace{1em}I}$	家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
Ш	女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
第3	部 参考資料	
0	男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
0	岩手県男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
0	岩手県男女共同参画推進条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
0	男女共同参画に関する国内外の動き(年表)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44

第 1 部

岩手県の男女共同参画の現状

本県では、「いわて男女共同参画プラン」(平成 23 年度策定)において、3つの「施策の基本的方向」を定めています。

ここでは、この基本的方向ごとに、各種統計データを用いて、本県 における男女共同参画の現状を示しています。

~プラン「施策の基本的方向」~

- I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成
- Ⅲ 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる 社会づくり
- Ⅲ 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

総括

本県では、平成 11 年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成 12 年3月に平成 22 年度を目標年次とする「いわて男女共同参画プラン」(以下「平成 12 年プラン」という。)を策定し、男女共同参画社会の実現を図ってきました。

また、平成14年10月には「岩手県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念や県、県民等の責務、施策の基本的事項などを定めたところです。

その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「次世代育成支援 対策推進法」の制定など男女共同参画に関する制度等との整合を図るため、平成17年6月 にはプランの見直しを行いました。

平成12年プランは平成22年度で計画期間が満了し、現在は、平成23年度を初年度とし、 平成32年度を目標年次とする10か年間計画である新しい「いわて男女共同参画プラン」(以下「平成23年プラン」という。)に基づき、「男女が互いに尊重し合い、共に参画する社会」を基本目標として総合的な施策の推進を図っています。

以下では、平成 23 年プランにおける 3 つの「施策の基本的方向」に沿って、平成 25 年度の男女共同参画の状況を総括しました。

I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成

男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図るため、「男女共同参画サポーター養成講座」を開講し、平成25年度まで769名が認定されました。指標としている男性の認定者数は、平成25年度に6名で、目標としている10人を下回っています。男性のサポーターがいる市町村の割合は63.6%と前年度と同じであり、目標達成のために、市町村への働きかけなどを強化していきます。

また、子育てサポーターについては、平成 25 年度は新規に 38 人が認定され、目標の 387 人(累計)を大きく上回る 453 人(累計)が認定されています。

男女が共に支える社会に関する意識調査は平成 24 年度に実施し、平成 25 年度は調査を実施していないことから、固定的性別役割分担意識の平成 25 年度の状況は不明ですが、男女共同参画センターを拠点として、ホームページや情報誌による情報発信、出前講座等により、普及啓発に取り組んでいきます。

平成 25 年度の表彰事業では「岩手県男女共同参画社会づくり表彰」を1名が受賞し、 男女共同参画フェスティバルにおいて表彰式を行い、男女共同参画推進に向けた機運の醸成を図ることができました。

また、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めていますが、県の男女いずれか一方の委員の数が委員総数の 40%未満にならない審議会等の全審議会における割合が前年度の 56.1%から 59.4%に 3.3 ポイント上昇しました。しかしながら、目標に届かない状況であることから、今後は、充て職の見直しを行うこと、公募制の導入を検討すること、団体推薦にあっては、団体の代表に限らない幅広い人選を依頼することに取り組んでいく

よう各審議会の所管課に働きかけていきます。

教職員の管理職に占める女性の割合は、平成24年度の20.2%から17.1%に低下しました。これは、女性の管理職が退職したこと等による減ですが、今後も管理職任用選考に基づき適切な任用を進めていくこととしています。

Ⅱ 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり

本県の女性の労働力率は、全国平均に比べほとんどの年代が上回っており、いわゆる M字カーブは全国より底が浅くなっています。

所定内給与額の男女間格差は、男性の賃金を 100 とした場合、女性の賃金比率は 74.9 となり、平成 24 年の 77.1 より 2.2 ポイント低下しています。

家族経営協定締結農家数は、平成24年度から113戸増加し1,723戸となり、目標を大きく上回り、着実に増加しています。しかしながら、農業農村指導士の平成25年度の認定者10名のうち1名が女性となり、また、女性の漁業士数については、平成25年度は、定年(66歳)に伴う退任により1名減となり、いずれも目標を達成できませんでした。

平成25年県の施策に関する県民意識調査によると、いわゆる共働き世帯での夫の家事労働時間は妻の33.2%となり、昨年度調査時の29.0%から3.2ポイント上昇していますが、妻が家事の大部分を担っていることから、庁内外と連携して企業等でのワーク・ライフ・バランス推進に向けて取り組んでいきます。

Ⅲ 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

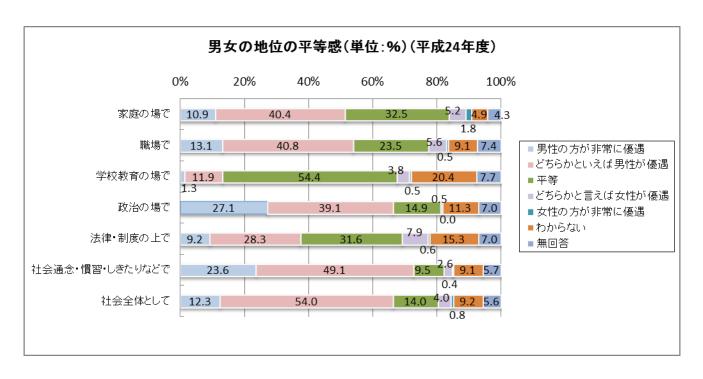
配偶者暴力相談支援センターへの相談件数及び警察署への相談件数はともに前年を上回りました。全国の相談件数も増加しており、今後も相談・支援体制の充実に努めていきます。

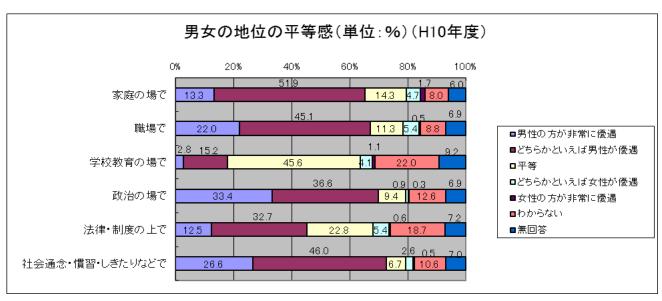
また、平成24年度男女が共に支える社会に関する意識調査によると、DV防止法の名称又は内容を知っている人の割合及び自治体の相談支援センター、警察で相談や被害者保護を行っていることを知っている人の割合は、前回調査時(21年度)より大きく低下しました。25年度はこのような状況を改善するため、普及啓発活動に取り組んだほか、全国シェルターシンポジウム2013inもりおか・岩手が盛岡市で開催され、多くの方がボランティアとして参加し、また、県内の相談員等も数多く参加することにより、DVへの理解が広がり、相談員等の資質向上につながりました。

I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成

(1) 男女の地位の平等感

7割弱(66.3%)が、社会全体として「男性の方が優遇されている」(男性が非常に優遇+どちらかといえば男性が優遇)と回答している。平成10年度の調査と比較すると、全ての項目で「平等」との回答割合が増加している。(※平成10年度は「社会全体として」の項目はなし。)



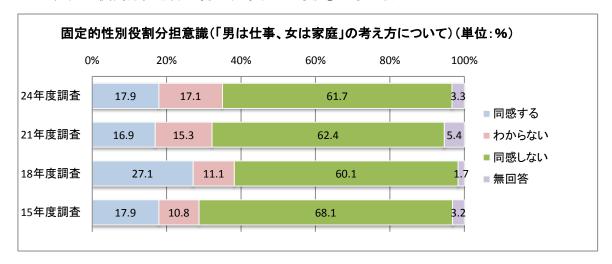


※県青少年・男女共同参画課「平成24年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

(2) 固定的性別役割分担意識 (「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対し、否定的な回答は6割を超えているが、「わからない」という回答が増えている。

固定的役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」の考え方)について



※県青少年・男女共同参画課「平成24年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

(3) 男女共同参画サポーターの認定状況 (平成26年3月現在)

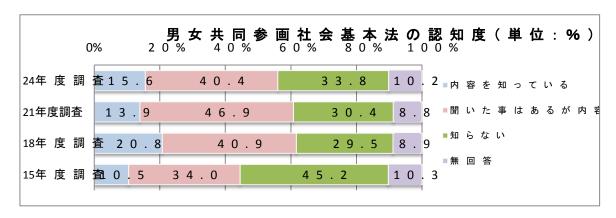
- ・769 名 (女性 680、男性 89) を認定 (プラン目標 H25 男性 98 名)
- ・男性のサポーターがいる市町村の割合 63.6% (プラン目標 H25 80.0%)

男女共同参画を推進するために、市町村からの推薦を受け、地域で意識啓発等の核となって活躍する人材の育成を行っています。認定されたサポーターは、市町村において、市町村男女共同参画計画策定や男女共同参画に関する情報紙発行に参画するなど、地域における男女共同参画の推進に貢献しています。

※県青少年·男女共同参画課調査

(4) 男女共同参画社会基本法の認知度

男女共同参画社会基本法の認知度は平成15年度と比較すると増加しているが、平成24年度で56.0%と目標値よりも低く、知らない人の割合は前回調査より増加している。(プラン目標 H24名称又は内容を知っている割合70.5%)



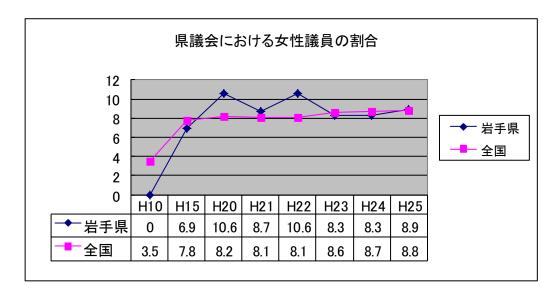
※県青少年・男女共同参画課「平成24年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

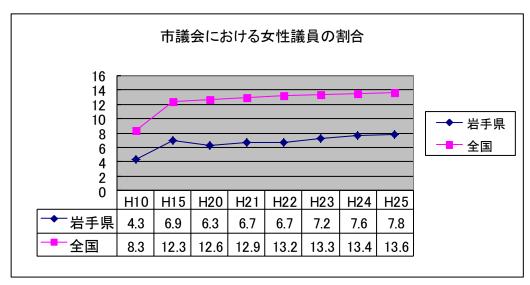
(5) 県・市町村議会の女性議員の状況(平成25年12月31日現在)

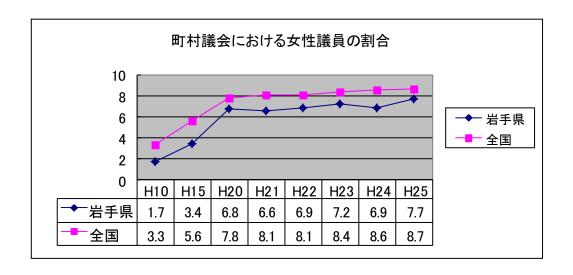
- ・県議会では8.9%で、全国平均を0.1ポイント上回っている。
- ・市議会では7.8%、町村議会では7.7%で、いずれも全国平均よりも低い割合となっている。

	議員数	女性議員	女性比率	全国平均
	(人)	(人)	(%)	(%)
岩手県議会議員	45	4	8. 9	8.8
市議会議員	309	26	7. 8	13. 6
町村議会議員	262	22	7. 7	8. 7

※総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」(平成25年12月31日現在)







(6) 地方公共団体の審議会等における女性委員の登用状況

本県における男女いずれか一方の委員の数が委員総数の 40%未満にならない審議会等の 全審議会等における割合は、64 審議会等中 38 審議会で 59.4%。(プラン目標 H25 68.0%) 除外している 9 審議会等を含めた場合の割合は、73 審議会中 38 審議会で 52.1%。

※県若者女性協働推進室調査

審議会等における女性委員の割合

- ・国は34.1% (平成25年9月30日現在)
- ・県は32.7% (平成25年4月1日現在)
- ・市町村では22.6% (平成25年4月1日現在)

(%)

	=R + n+ #n	都道	直府県	市町		
	調査時期	岩手県	(全国平均)	市町村(県内)	(全国平均)	国
	12.3.31 現在	26.0				
審議会等の	18.4.1 現在	30.3				
女性委員の割合	24.4.1 現在	33.7	33.9	22.6	23.9	
	25.4.1 現在	32.7	34.7	22.6	24.2	34.1 (25.9.30)

※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(7) 地方公務員管理職における女性の状況 (平成25年4月1日現在)

- ・県職員は全国平均 6.8% (うち一般行政職 5.9%) に対し、 本県は3.9% (うち一般行政職2.0%)。
- ・市町村職員は全国平均12.2% (うち一般行政職8.4%) に対し、 本県は 9.8% (うち一般行政職5.6%)。

(%)

	-m -k n+ +n	管理職の	D女性比率	(都道府	守県平均)
	調査時期	全体	うち一般行政	全体	うち一般行政
	16.4.1 現在	4.5	0.5	4.9	3.6
地方公務員管理職に占める女性の割合	20.4.1 現在	3.8	0.9	5.4	4.3
※課長相当職以上 	24.4.1 現在	3.9	1.7	6.5	5.5
	25.4.1 現在	3.9	2.0	6.8	5.9

※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

≪参考≫岩手県の知事部局職員数に占める管理職の割合(H25.4.1)

	知事部局職員数※(人)	管理職の人数(人)	職員数に占める管理職の割合(%)
全体	3, 880	419	10.8
男性	3, 056	409	13. 4
女性	824	10	1. 2

※知事部局職員数には、技能労務職員及び公益法人等派遣職員を含まない。(県人事課調査)

(%)

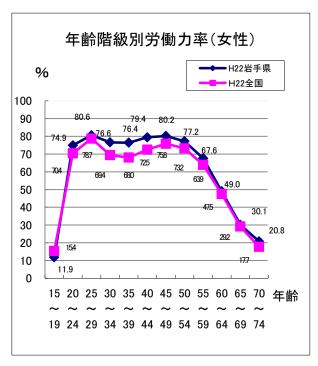
	田本吐出	管理職(の女性比率	(全国	国平均)
	調査時期	全体	うち一般行政	全体	うち一般行政
	15.3.31 現在	7.5	5.8	7.2	5.0
地方公務員管理職に占める女性の割合	20.4.1 現在	7.0	4.8	89	5.7
(岩手県内市町村) ※課長相当職以上	24.4.1 現在	8.1	4.9	11.0	7.6
	25.4.1 現在	9.8	5.6	12.2	8.4

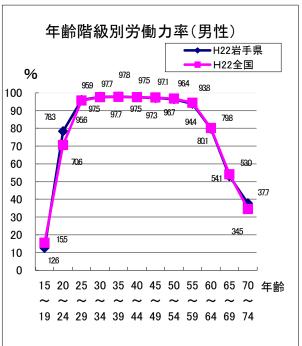
※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

Ⅱ 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり

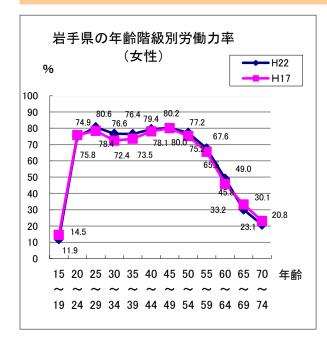
(1) 本県の労働力率

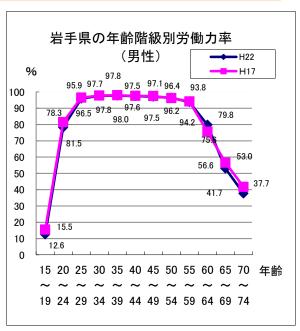
女性は、25~29歳と、45~49歳の2つのピークを持つ「M字」型の傾向にあるが、 ほぼ全ての年齢階級で全国平均を上回っている。特に30~39歳では8ポイント近く上回り、 「M字カーブ」の底が浅くなっている。男性は25歳から59歳の各年齢階級で90%以上と 高くなっている。





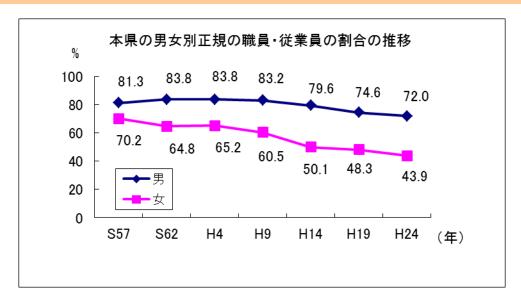
本県分について5年前と比較すると、女性は若干、「M字カーブ」の底が浅くなっている。 男性は、5年前とほとんど変わらない。





(2) 正規職員・従業員の割合

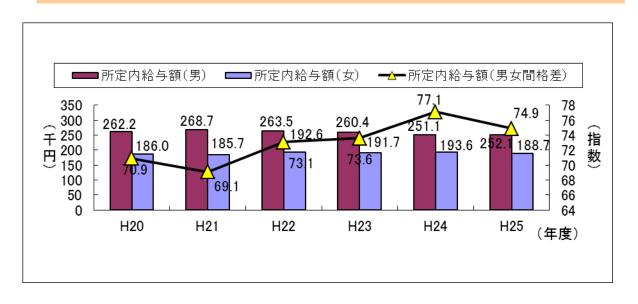
女性の正規職員・従業員割合は低下の傾向にあり、平成 19 年から平成 24 年にかけては、 男性の 2.6 ポイント低下に対し、女性は 4.4 ポイント低下している。



※総務省「就業構造基本調査」(平成 24 年)

(3) 男女別所定内給与額の推移

本県の所定内給与額の男女間格差は、男性の賃金を 100 とした場合、女性の賃金の比率は 74.9 となり、前年(77.1) より 2.2 ポイント低下した。



※厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成 25 年)

(4) 家族経営協定締結農家数

平成 25 年度の新規締結農家数は 113 戸で累計 1,723 戸となり、平成 25 年度の目標戸数を上回っている。 (プラン目標 H25 1,700 戸)

家族経営協定とは、家族全員が意欲と生き甲斐をもって農業に取り組んでいける状態を作りだすため、経営の目標や報酬・休日の取り方・委譲計画・生活上の諸事項等について話し合い、取り決めたルールを文書で結ぶものです。

	平成 21 年度	平成 24 年度
家族経営協定締結農家数 (累計)	1,313 戸	1,723 戸

※県農業普及技術課調査

(5) 女性の漁業士数

平成25年度末現在の漁業士は106名で、そのうち女性漁業士は10名となっている。平成25年度は新規認定者がいないことと、定年(66歳)に伴う退任により1名減となり、目標を達成できなかった。(プラン目標H25 15人)

女性漁業士は市町村長、漁業協同組合長及び女性の場合は漁業協同組合女性部長の推薦に基づき、岩手県漁業士認定委員会の選考を経て知事が認定する。

	平成 21 年度	平成 25 年度
女性の漁業士数 (累計)	13 人	10 人

※県水産振興課調査

(6) 自治会長に占める女性の割合

平成 25 年 4 月 1 日現在における県内の自治会長 2,952 人のうち、女性の自治会長のいる 16 市町村で 81 人となっており、2.7%の割合となっている。

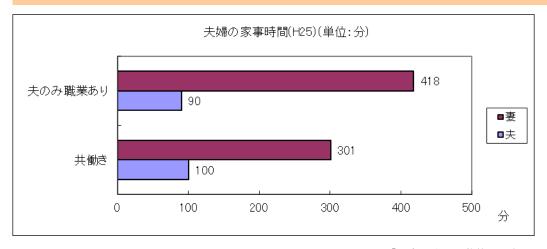
			自治会長数	女性自治会長	女性自治会長数	女性比率
			(人)	のいる市町村 (人)		(%)
				(市町村)		
市	町	村	3, 952	16	81	2. 7

[※] 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

[※] 自治会長数不明のため陸前高田市、釜石市、山田町を除く

(7) 夫婦の家事労働時間

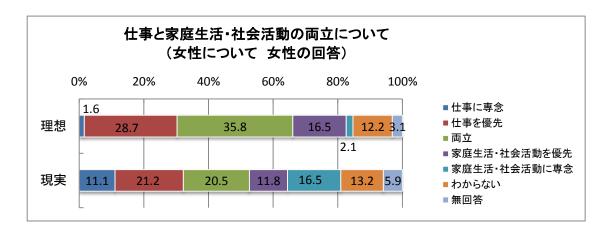
「夫のみ仕事をしている」世帯での夫の家事労働時間は妻の 21.5%、「共働き」世帯での 夫の家事労働時間は妻の 33.2%であり、いずれも妻が家事の大部分を担っている。

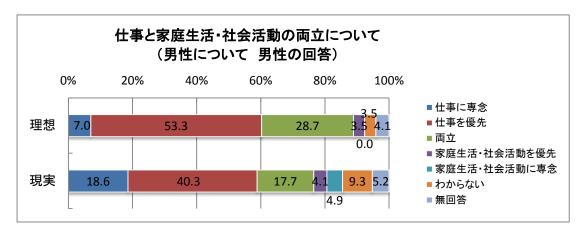


※県「平成25年県の施策に関する県民意識調査」

(8) 両立の理想と現実

『「家庭生活又は社会活動」と「仕事」を両立している』とした回答は、男女とも 20%程度だったのに対し、理想は、男性は 11 ポイント、女性は 15 ポイントほど高くなっており、両立の理想と現実に差が生じている。

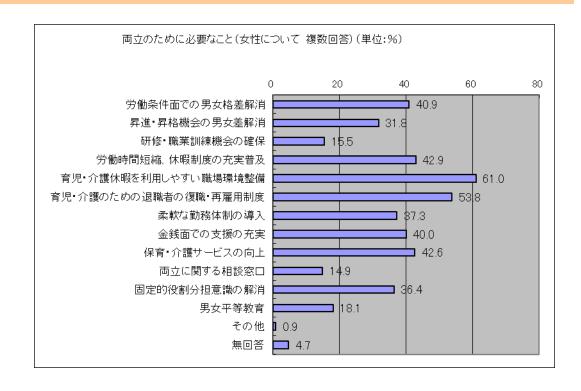


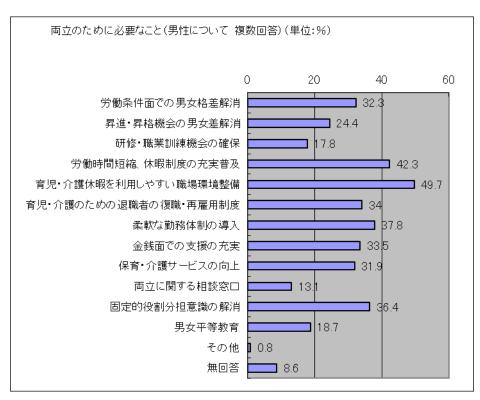


※県青少年・男女共同参画課「平成24年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

(9) 両立を可能とするために必要なこと

男女とも、「育児・介護休暇制度を利用しやすい職場環境の整備」が必要という回答が最も多くなっている。次に回答の多かったものは、女性については「復職、再雇用制度」、男性については、「労働時間の短縮等」だった。



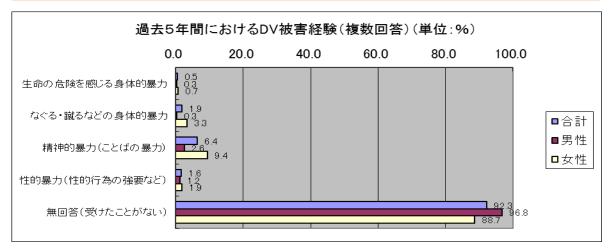


※県青少年・男女共同参画課「平成24年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

Ⅲ 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

(1) 配偶者等からの暴力被害経験

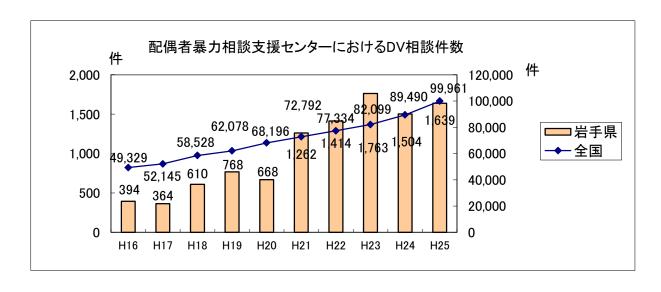
過去5年間に受けたDVの中で最も多かったのは「精神的暴力(ことばの暴力)」で、女性の9.4%が受けた。男性もわずかだがDVを受けた経験を持つという回答があった。



※県青少年・男女共同参画課「平成24年度 男女が共に支える社会に関する意識調査」

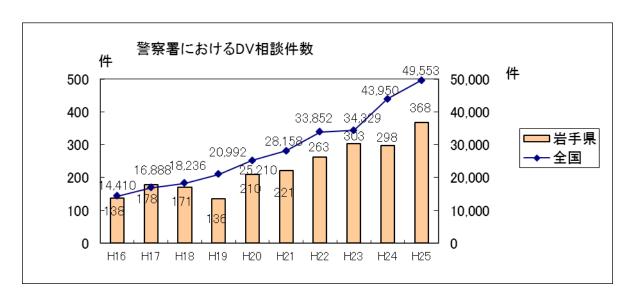
(2) 相談件数・保護命令件数・一時保護件数

平成 25 年度の県内の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は 1,639 件となり、前年度に比べ 135 件増加している。警察署への相談件数は 368 件となり、前年度に比べ 70 件増加している。

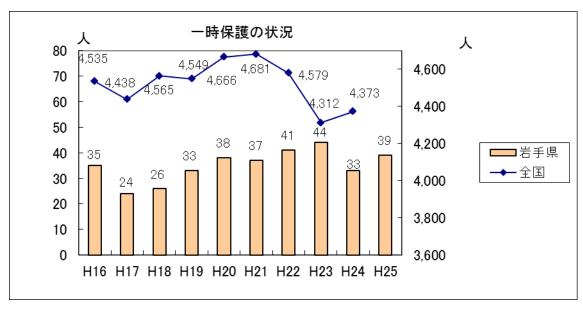


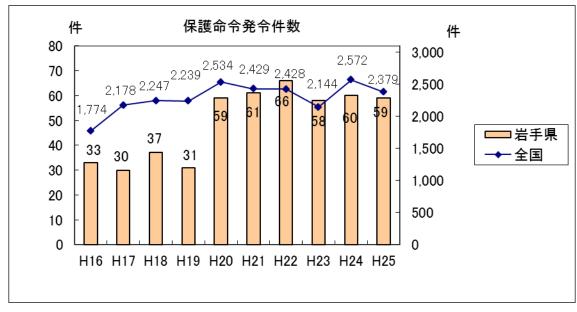
[※]配偶者暴力相談支援センターの相談件数は年度で集計したもの。

※県の配偶者暴力相談支援センターは H17 まで 1 箇所、H18~20 年度は 12 箇所、21 年度 13 箇所、22 年度 12 箇所となっている



※警察署の相談件数は暦年で集計したもの

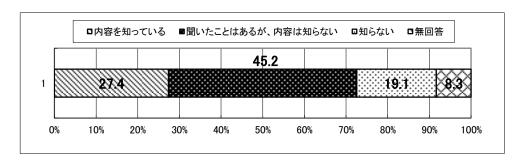




※暦年調査であり、岩手県は警察本部調査、全国は警察庁調査

(3) DV防止法の周知度

配偶者暴力防止法を聞いたことがある県民の割合は半数近いが、内容を知っている割合は 3割程度にとどまっている。(プラン目標 H24 名称若しくは内容を知っている割合 85.1%)



※県青少年・男女共同参画課「平成24年度 男女が共に支える社会に関する意識調査」

第 2 部

岩手県の男女共同参画推進状況

~「いわて男女共同参画プラン」による~

「いわて男女共同参画プラン」の着実な推進を図るため、15の主要指標と23の参考指標を定めて毎年進捗状況を把握し、施策の検証・評価を実施しています。

≪施策の体系≫

I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成

- 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
 - (1) 家庭教育の充実
 - (2) 学校教育の充実
 - (3) 社会教育の充実と生涯学習の振興
 - (4) 地域において男女共同参画を推進する人材の養成
 - (5) 国際理解・国際協調の促進
- 2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し
 - (1) 意識啓発と制度・慣行の見直し
 - (2) 男女共同参画に向けた気運の醸成
 - (3) 県民意識の調査
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

Ⅲ 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり

- 1 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進のための環境づくり
 - (1) 仕事と子育て・介護の両立を図る労働環境の整備
 - (2) 多様な子育て支援サービスの充実
- 2 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備
 - (1) 雇用の場における均等な取扱の推進
 - (2) 快適な職場環境と労働条件の整備
 - (3) 働く女性の妊娠・出産に関する保護
 - (4) パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件の整備
 - 3 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進
 - (1) 農山漁村における男女共同参画への意識改革の促進
 - (2) 農林漁業経営における女性の参画の促進
 - (3) 商工自営業におけるパートナーシップと労働条件の整備
 - 4 女性の職業能力開発の促進
 - (1) 女性の職業能力開発の促進
 - (2) 女性の再就業への支援
 - (3) 女性の起業支援

- 5 家庭における男女共同参画の推進
 - (1) 家事・育児・介護への男性の参画の促進
 - (2) ひとり親家庭等への支援
 - (3) 高齢者の生活の確保と社会参加の推進
 - (4) 障がい者の社会参加の推進
- 6 地域における男女共同参画の推進

Ⅲ 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

- 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - (1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくり
 - (2) 女性に対する暴力への厳正な対処
 - (3) 被害女性に対する救済策の充実
- 2 メディアにおける人権の尊重
- 3 生涯にわたる女性の健康支援
 - (1) 性と生殖に関する健康と権利の推進
 - (2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実
 - (3) 生涯を通じた健康支援
 - (4) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

◎ 「いわて男女共同参画プラン」主要な指標の達成度一覧(25年度実績、対25年度目標値)

※25年度の進捗状況(対象指標:17(主要指標は15であるが、細分化されたものを含む。参考指標は目標値を設定していないため除く。)

対21年度実績

(伸び率)

達成度から

見た判定

対25年度目標値

79.5%

22. 1

77. 4%

低

(達成度)

高 (達成度100.0以上) 2 (11.8 %) 中 (達成度80.0~100.0未満) 4 (23.5 %) 低 (達成度80.0未満又は伸び率100.0未満) 5 (29.4 %) 判定不能(H24年度実績値なし) 6 (35.3 %)

I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成

						111			
	指標名	単位	基準値	実績	値	25年度目標(c)	到這	建度	判定
	担保石	中位	H21	H21(a)	H25(b)	(25年及日保(C)	b/a	b c	刊化
1	男女共同参画社会基本法の名称又は内容を知っている人の割合	%	60.8	60. 8	-	80. 2	-	-	-
	男性の男女共同参画サポーター認定者数(累計)		H22	H22					
2		人	68	□ 68	89	98	130. 9%	90. 8%	中
	男性のサポーターがいる市町村の割合	%	58. 8	58. 8	63. 6	80.0	108. 2%	79. 5%	低
	子育てサポーター認定者数(累計)								
3		人	308	308	453	387	147. 1%	117. 1%	追
4	社会慣習の中での男女の不平等感の割合 [↓(低減する)指標]	%	72. 8	72. 8	-	64. 2	-	-	-
5	男女いずれか一方の委員の数が委員総数の 40%未満にならない審議会等の全審議会等に おける割合	%	53. 0	53. 0	59. 4	68. 0	112. 1%	87. 4%	毌
6	県職員管理監督者に占める女性の割合	%			12. 7	14. 8	121. 0%	85. 8%	中
	教職員の管理職に占める女性の割合		H22	H22					

21. 5

21.5

17. 1

Ⅱ 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり

7

	指標名	単位	基準値	実績	値	25年度日堙(。)	到過	達度	判定
	担保石	平区	H21	H21(a)	H25(b)	25年度目標(c)	b/a	b/c	刊化
8	職場において男女が平等と感じている人の割合	%	20. 5	20. 5	-	26. 8	-	-	-
9	家族経営協定締結農家数(累計)	戸	1, 313	1, 313	1, 723	1, 700	131. 2%	101. 4%	回
10	農業農村指導士に占める女性の割合	%	13. 3	13. 3	10.0	24. 4	75. 2%	41. 0%	低
11	女性の漁業士数(累計)	人	13	13	10	15	76. 9%	66. 7%	低
10	男性の男女共同参画サポーター認定者数(累計)(再掲)	人	H22	H22 □ 68	89	98	130. 9%	90. 8%	Ф
12	男性のサポーターがいる市町村の割合(再掲)	%	58. 8	58. 8	63. 6	80.0	108. 2%	79. 5%	低
13	社会慣習の中での不平等感の割合(再掲) [↓(低減する)指標]	%	72. 8	72. 8	-	64. 2	_	-	-

Ⅲ 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

		指標名	単位	基準値	実績		·25年度目標(c)	到過	達度	判定
			中位	H21	H21(a)	H25(b)	□ 25 平及日保(C)	b/a	b/c	刊化
-	14	DV防止法の名称又は内容を知っている人の割合	%	80. 2	80. 2	-	86.8	_	-	-
-	15	自治体の相談支援センター、警察で相談や被害 者保護を行っていることを知っている人の割合	%	43. 5	43. 5	-	67.8	-	-	-

_休 施			単	基準値	実績	目	標	判	担当課評価と今後の対応
体策の		指標名	位	21年度	25年度	25年度	27年度	定	(実績値がない場合は、その理由)
Ⅰ ■ 男女共同	1	男女共同参画社会基本法の名称又は内容を知っている住民の割合 青少年 ・男女共同参画課	%	60.8	-	80.2	90.0	1	平成25年度は調査を実施しておらず、実績は計測不可。 不可。 平成24年度は目標値を下回ったので、男女共同参画月間の街頭啓発活動や男女共同参画フェスティバルの開催、情報誌・メールニュース・ホームページ等による普及啓発を実施し、今後も意識啓発をすすめていく。
参画をリード	2	男性の男女共同参画 サポーター認定者数 (累計) 青少年 ・男女共同参画課	人	68 (H22)	89	98	118	D	平成25年4月に全市町村に対し、文書により、指標の周知及び目標達成のため男性の受講を促す文書を発出したが、市町村による男性受講者の推薦が少なかったことから、認定者は6人となり、年間10名の目標を下回った。今後も市町村に対し、男性受講者を推薦していただくよう、働きかけていく。
・サポート		男性のサポーターが いる市町村の割合 青少年 ・男女共同参画課	%	58.8	63.6	80.0	100.0	低	平成25年度は、男性サポーターのいない市町村からの男性受講者の推薦がなかったことから、目標に達することができなかった。今後も市町村に対し、男性受講者を推薦していただくよう、働きかけていく。
する人材の育成	3	子育てサポーター認 定者数(累計) 生涯学習文化課	人	307	453	387	427	⑩	平成25年度は、県生涯学習推進センターと宮古市の2会場で、子育てサポーター養成講座を各8日間(2日間×4回)開催し、38人が認定された。放課後児童クラブの指導員等、現に子どもと関わる仕事をしている人のスキルアップとしてのニーズもあり、認定者数は順調に推移している。指標はH27まで現段階で達成済み。
	4	社会慣習の中での男 女の不平等感の割合 [↓(低減する)指標] _{青少年} ・男女共同参画課	%	72,8	-	64.2	60.0 以下	ı	平成25年度は調査を実施しておらず、実績は計測不可。平成24年度は目標値を下回ったので、男女共同参画月間の街頭啓発活動や男女共同参画フェスティバルの開催、情報誌・メールニュース・ホームページ等による普及啓発を実施し、今後も意識啓発をすすめていく。
		男女いずれか一方の 委員の数が委員総数 の40%未満にならない 審議会等の全審議会 における割合 市少年 ・男女共同参画課		00.0	59.4	68.0	80.0		委員の数が委員総数の40%以上となり、平成24年度より3.3ポイント増加した。しかしながら、25年度目標値(68.0%)には到達していない。 委員の改選期に併せ、男女のバランスに考慮した委員登用、団体の長にこだわらない委員の推薦、公募委員の活用等について働きかけていく。
		県職員管理監督者に 占める女性の割合 人事課		. 0.0	12.7	14.8	17.0	8	女性の管理監督者数は、年々増えている。 女性職員が管理監督者として一層活躍できるよう に、ワークライフバランスへの配慮等、働きやす い職場環境づくりを更に進める。
	7	教職員の管理職に占 める女性の割合	%	21.5 H22	17.1	22.1	22.5	低	女性職員が管理監督者として一層活躍できるように、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)への配慮等、働きやすい職場環境づくりを進める。
		教職員課							

施			144	基準値	実績	Ħ	標	Mail	れ 火無気(左). 人公 みねせ
体策の		指標名	単位	21年度	25年度	25年度	27年度	判定	担当課評価と今後の対応 (実績値がない場合は、その理由)
Ⅱ 家庭・地域	8	職場において男女が 平等と感じている人 の割合 _{青少年} ・男女共同参画課	%	20.5	-	26.8	30.0	-	平成25年度は調査を実施しておらず、実績は計測不可。職場における男女平等は少しずつ浸透してきているが、今年度は経済団体や産業団体等の関係団体との連携を強め、企業へのワーク・ライフ・バランスについての普及啓発に取り組んで行く。
・職場において倒	9	家族経営協定締結農 家数(累計) 農業普及技術課	戸	1,313	1,723	1,700	1,900	⑩	25年度の新規締結は113戸。各地区で担当者会議を開催し、未締結認定農業者をリストアップし、関係機関と共有し、計画的な推進を行った。今後、締結数が少ない地区にあっては、関係機関と役割分担を明確化し、推進体制の整備を図っていく必要がある。また、既締結者に対して、それぞれの状況に応じ協定内容の見直し、充実を推進していく。
個性と能力を発揮	10	農業農村指導士に占める女性の割合 農業普及技術課	%	13.3	10.0	24.4	30.0	低	25年度は認定者10名のうち女性が1名。今後は農村の活性化に取り組む女性の認定拡大に向け、PR活動を行うとともに、指導士や市町村と連携し潜在的に活躍する女性の掘り起こしを行っていく。
力を発揮できる社会づくり	11	女性の漁業士数(累計) 計) 水産振興課	人	13	10	15	16	低	女性漁業士の高齢化(21年時点で平均年齢58歳)を背景として、定年(66歳)に伴う退任者数と新規認定数にギャップを生じており、25年度は計10名にまで減少。今後は、比較的若い女性漁業者を対象とする認定拡大に向けて、推薦機関である漁協等と連携しながら掘り起こしを行っていく。
	12	男性の男女共同参画 サポーター認定者数 (累計)(累計) 青少年 ・男女共同参画課	人	68 (H22)	89	98	118	D	平成25年4月に全市町村に対し、文書により、指標の周知及び目標達成のため男性の受講を促す文書を発出したが、市町村による男性受講者の推薦が少なかったことから、認定者は6人となり、年間10名の目標を下回った。今後も市町村に対し、男性受講者を推薦していただくよう、働きかけていく。
		男性のサポーターが いる市町村の割合 (再掲) 青少年 ・男女共同参画課		58.8	63.6	80.0	100.0	低	平成25年度は、男性サポーターのいない市町村からの男性受講者の推薦がなかったことから、目標に達することができなかった。今後も市町村に対し、男性受講者を推薦していただくよう、働きかけていく。
	13	社会慣習の中での不 平等感の割合(再掲) [↓(低減する)指標] 「→年 ・男女共同参画課	%	72.8	-	64.2	0.06 以下	-	平成25年度は調査を実施しておらず、実績は計測不可。平成24年度は目標値を下回ったので、男女共同参画月間の街頭啓発活動や男女共同参画フェスティバルの開催、情報誌・メールニュース・ホームページ等による普及啓発を実施し、今後も意識啓発をすすめていく。

体策	指標名	単	基準値	実績	目	標	判	担当課評価と今後の対応
系の	担保名 	位	21年度	25年度	25年度	27年度	定	(実績値がない場合は、その理由)
Ⅲ 女性に対する暴力	14 DV防止法の名称又 は内容を知っている 人の割合 青少年 ・男女共同参画課	%	80.2	-	86.8	90.0	ı	平成25年度は調査を実施しておらず、実績は計測不可。平成24年度は目標値を大きく下回ったことから、今年度は、市町村DV担当課長会議や、県の保健福祉部関係機関の長等合同会議において、配偶者等や交際相手からの暴力防止に関する広報・啓発活動への取組を依頼するなど、各地域においても広報・啓発活動が行われるよう、働きかけを行った。
刀の根絶と女性の健康支援	15 自治体の相談支援センター、警察で相談 や被害者保護を行っていることを知っている人の割合 ***・男女共同参画課	%	43.5	-	67.8	80.0	-	平成25年度は調査を実施しておらず、実績は計測不可。平成24年度は目標値を大きく下回ったことから、今年度は、市町村DV担当課長会議や、県の保健福祉部関係機関の長等合同会議において、配偶者等や交際相手からの暴力防止に関する広報・啓発活動への取組を依頼するなど、各地域においても広報・啓発活動が行われるよう、働きかけを行った。

【参考指標】

	<u>₹</u>	指標】			
体系の		指標名	単位		実績
	0.1				25年度
I.	S1	男女共同参画フェス ティバルの参加者に	%		6.8
		占める男性の割合		(H22)	
女					
共		+	位 21年度 2 2 13.8 14 14 15 15 15 15 15 15		
同		青少年 ·男女共同参画課			
参	S2	各大学開放講座参加	人	15928	3,784
凹 た	~-	者数(累計)	, ,	10,020	0,104
ا ا					
 					
۲		生涯学習文化課			
	S3	社会慣習の中での不	%		
포		平等感の割合(年代 別)		30歳代) (NO C)
$\Gamma \Upsilon$		7347		40歳代	
۱۲					
ਰ				80.6	
る		青少年		73.6	
男女共同参画をリード・サポートする人材の育成		・男女共同参画課			
材	S4	男女いずれか一方の 委員の数が委員総数	%	46.7	52.1
台		の40%未満にならない			
成		審議会等の全審議会			
		等における割合(9審 議会等を含む。)			
		青少年 •男女共同参画課			
	S5	スポーツ推進委員女	%	28.2	29.9
	50	性比率	/0	20,2	29.9
		スポーツ健康課			
	S6	スポーツ・リーダーバ	%	20.6	_
		ンク女性比率			
	0.7	スポーツ健康課	1		
	S7	農協女性理事の登用	人	9	13
		農業普及技術課			
	S8	女性農業委員の登用	%	92	9.8
		状況		٥.٤	3.5
		農業普及技術課			
п	S9	年間総労働時間数	-	1,802	1,901
社 家会 庭			間		
づく地					
•					
職場	01.	雇用対策・労働室	.,		
にお	S10	一時·特定保育実施 保育所数		174	191
W		PIT F3 (7) 2M	1//		
個性					
て個性と能		旧帝家庭部			
カ を	S11	児童家庭課 放課後児童クラブ設	力斗	25/	293
力を発揮できる	011	置数		204	293
でき					
้อ					
		児童家庭課			

体施	مايل		単	基準値	実績
番策の	指 	標名(参考指標)	位	21年度	25年度
Ⅱ家庭	S12	展村女性の起業者数 (個人及びグループ への参画)(累計)	経営体	411	453
· 地域	S13	農業普及技術課 女性の指導林家数	人	3	1
・職場におい		森林整備課			
おいて個性と能	S14	女性の再就職率 雇用対策・労働室	%	32.7	45.0
能力を発揮できる社会づくり	S15	居宅介護・地域密着型サービス利用割合 長寿社会課	%	54.3	65.9
さる社会づ	S16	障がい者グループホーム等利用者数 障がい保健福祉課	人	1,308	1,579
 くり	S17	共働き世帯における 女性の家事時間に対 する男性の家事時間 の割合 青少年 ・男女共同参画課	%	30.2	33.2
	S18	自治会長に占める 女性の割合 _{青少年} ・男女共同参画課	%	3.2	2.7
	S19	PTA会長に占める 女性の割合 生涯学習文化課	%	5.1 H22 国公立 小中学校	7.6
田 女性に対する暴力		メディアにおける 性・暴力表現について特に問題はないと考える人の割合 合 青少年 ・男女共同参画課	%	3.9	25年度は調査 実施せす
を根		健康教育講座等実 施回数 児童家庭課	口	26	45
絶と女性の		周産期死亡率(対 象者千人当たり) 児童家庭課	人	5.4	6.0 (H24)
の健康支援	S23	乳児死亡率(出生 千人当たり)	人	3.5	1.3
		児童家庭課			

2 平成25年度「いわて男女共同参画プラン」関連事業(2月補正後予算)

- I 男女共同参画をリード・サポートする人材の育成
- 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

事業名	実施主体	事業内容	25年度 (2月補正後 予算額)	担当課
いわて男女共同参画プラン推進事業費	県	○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、NPOによる運営を行う。 1 情報機能 (1) 「センターだより」発行 年3回 (2) 図書、ビデオ、資料配架 (3) ホームページによる情報発信 2 学習機能 (1) いわて男女共同参画推進月間事業 ・いわて男女共同参画アェスティハ・ル (2) 各種講座 ・出前講座、DV被害者支援セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー (3) 男女共同参画サポーター養成事業 (4) 市町村職員研修 3 相談機能 男女共同参画社会の実現に向けた、生き方・家族・健康 などに関する相談等 4 活動・交流機能 市町村と男女共同参画サポーターとの協働事業 地域での交流推進のためのネットワーク事業 ○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演とワークショップを行う。	20, 477	青少年・男女共同参画課
東アジア留学生等人材 ネットワーク形成事業 (海外研修員等受入)	県	海外にネットワークを持つ優秀な外国人留学生等を本県の 貴重な人材として位置づけ、県内留学生及び帰国留学生等 へ支援を行うことにより、本県と留学生等の密接なネット ワークを形成し、双方にとってメリットのある交流の促進 を図る。		NPO・文化 国際課
多文化共生いわてづく り事業	県(財岩県際流会・公)手国交協	国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推進するため、在住外国人を支援する(公財)岩手県国際交流協会の多文化共生関連事業に対する補助を行う。	2, 577	NPO・文化 国際課
語学指導等を行う外国 青年招致事業	県	地域における国際交流を推進するため、語学指導等を行う 外国青年招致事業(JETプログラム)により、国際交流員を 招致する。 招致人員3人(英語圏2人、中国人1人)	16, 370	NPO・文化 国際課
学校・地域の協働によるキャリア教育推進事業	県	ものづくり分野、農業分野、水産分野、商業分野、家庭分野の5分野における、専門高校等と地域が連携して行うキャリア教育の実践を通じ、地域産業を支える人材を育成する。 ・実技講習会、企業見学、インターンシップ等の実施: 22校		学校教育室
キャリアアップサポー ト推進事業費補助	業教	ものづくりや地域産業を支える専門的職業人及び地域産業界のニーズに応じた職業人を育成するために、岩手県産業教育振興会が取組む「キャリアアップサポート推進事業」に対する補助を行う。	1,000	学校教育室
いわて未来創造人サポート事業費	県	家庭・地域と協働して、岩手の特色ある産業・文化を支える人材を育成するなど、生徒個々の進路実現に向けた各学校の取組を支援する。 ・職場体験、企業訪問、社会人進路講話等の実施:51校	9, 994	学校教育室
学びを通じた被災地の 地域コミュニティ再生 支援事業	県	子どもの教育や人格形成に対し、重要な責任を持つ家庭の教育力が低下している現状を踏まえ、心豊かなたくましいいわてっ子を育成するため、家庭の教育力の充実を図る。 「子育てサポーター養成講座」等の実施	1, 148	生涯学習文化課
小 計		25年度予算額	66, 991	再掲は含まない。

2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し

(単位:千円)

事業名 いわて男女共同参画プラン推進事業費(調整委員・審議会・表彰)	実施主体	事業内容 1 男女共同参画推進条例事業関係経費 苦情及び相談体制整備事業 岩手県男女共同参画審議会等 2 男女共同参画表彰		担当課 青少年・男女 共同参画課
いわて男女共同参画プラン推進事業費(再掲)	県	○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、NPOによる運営を行う。 1 情報機能 (1) 「センターだより」発行 年3回 (2) 図書、ビデオ、資料配架 (3) ホームページによる情報発信 2 学習機能 (1) いわて男女共同参画推進月間事業 ・いわて男女共同参画でのフェスティハ・ル (2) 各種講座 ・出前講座、DV被害者支援セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー (3) 男女共同参画サポーター養成事業 (4) 市町村職員研修 3 相談機能 男女共同参画社会の実現に向けた、生き方・家族・健康 などに関する相談等 4 活動・交流機能 市町村と男女共同参画サポーターとの協働事業 地域での交流推進のためのネットワーク事業 ○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演とワークショップを行う。		青少年・男女共同参画課
小 計		25年度予算額	786	再掲は含まない。

3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

			(単位:十円)	
事業名	実施主体	事業内容	25年度 (2月補正後 予算額)	担当課
いわて男女共同参画プラン推進事業費(再掲)	県	○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、NPOによる運営を行う。 1 情報機能 (1) 「センターだより」発行 年3回 (2) 図書、ビデオ、資料配架 (3) ホームページによる情報発信 2 学習機能 (1) いわて男女共同参画推進月間事業 ・いわて男女共同参画推進月間事業 ・いわて男女共同参画でエスティバル (2) 各種講座 ・出前講座、DV被害者支援セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー (3) 男女共同参画サポーター養成事業 (4) 市町村職員研修 3 相談機能 男女共同参画社会の実現に向けた、生き方・家族・健康 などに関する相談等 4 活動・交流機能 市町村と男女共同参画がパーターとの協働事業 地域での交流推進のためのネットワーク事業 ○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演とワークショップを行う。	(再掲 20, 477)	青少年・男女共同参画課
婦人団体活動費補助	県	県地域婦人団体協議会の活動を支援し、団体の育成を図 る。	150	生涯学習文化 課
小 計		25年度予算額	150	再掲は含まない。

Ⅱ 家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり

1 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進のための環境づくり (単位:千円)

	Г			
事業名	実施主体	事業内容	25年度 (2月補正後 予算額)	担当課
いわて男女共同参画プラン推進事業費(再掲)	県	○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、NPOによる運営を行う。 1 情報機能 (1) 「センターだより」発行 年3回 (2) 図書、ビデオ、資料配架 (3) ホームページによる情報発信 2 学習機能 (1) いわて男女共同参画推進月間事業 ・いわて男女共同参画である。 (2) 各種講座 ・出前講座、DV被害者支援セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー (3) 男女共同参画サポーター養成事業 (4) 市町村職員研修 3 相談機能 男女共同参画社会の実現に向けた、生き方・家族・健康 などに関する相談等 4 活動・交流機能 市町村と男女共同参画がポーターとの協働事業 地域での交流推進のためのネットワーク事業 ○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演とワークショップを行う。		青少年・男女共同参画課
教育改革推進事業(子 育て支援事業)	県	幼稚園の教育時間終了後も園児を幼稚園内で過ごさせる 「預かり保育」を継続的に実施していることや施設又は教 育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する私立 幼稚園を設置している学校法人に対して助成。	245, 040	法務学事課
女性医師就業支援事業		女性医師等への「育児支援」や「職場復帰研修」の実施、 院内勤務環境の改善、院内保育所の夜間運営や病児等保育 の支援を通じて、医師が働きやすい環境を整備することに より、医師確保や離職防止を図る。	15, 013	医療政策室
院内保育所運営事業補助	民間・ 公的	院内保育施設の運営費に対する補助	35, 031	医療政策室
ひとにやさしいまちづくり推進事業費(ユニバーサルデザイン推進事業費)	県	ユニバーサルデザイン推進事業 ユニバーサルデザインの普及を推進するため、次の事業 を実施する。 1 小中学校の総合学習へのユニバーサルデザイン導入促 進のための教員研修、条例の理念等の周知徹底を図るため の行政職員研修 2 ユニバーサルデザイン推進に寄与した個人や団体の知 事表彰 3 県民理解促進のための資料作成等		地域福祉課
子育て応援推進事業	県	①子育てにやさしい環境づくり推進協議会 ②i・ファミリー・サービス事業(協賛店による子育て支援サービスの実施) ③地域子育て応援団育成支援事業(地域子育て支援推進協議会の運営、子育て支援コーディネーターの研修) ④子育て情報提供推進事業(HP等による子育て情報の発信)		児童家庭課
児童福祉施設等産休等 代替職員設置費補助	村・ 民間	産休、病休代替職員人件費補助 (老人福祉施設、知的障害者・身体障害者施設、授産施 設、児童福祉施設分予算統合)		児童家庭課
子育てサポートセン ター管理運営費	県	いわて県民活動交流センター内に「子育てサポートセンター」を設置し、NPO法人に事業委託し運営し子育て支援及び子育てに関する情報提供等を行う。	8, 921	児童家庭課

子育て支援対策臨時特 例事業費		保育所の整備や、保育所の質の向上のための研修、地域子育て創生事業などの実施により、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を図る。	568, 189	児童家庭課
保育所運営費	市町 村	保育所運営費負担金		児童家庭課
保育対策等促進事業費	市町村	保育対策等促進事業費補助(延長保育、休日保育等)	660, 229	児童家庭課
児童館整備費補助	市町 村	児童館と放課後児童クラブの整備に関する経費補助	,	児童家庭課
放課後児童健全育成 事業	市町村	昼間、保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の健全育成を行う児童クラブを設置する市町村に対する運営費補助 及び指導員研修費	602, 734	児童家庭課
就業支援推進事業費 (旧就業支援員配置事 業費)	県	県内各地域に就業支援員を配置して、地域内関係機関と連携しながら雇用・労働に関する地域課題に対応する。 (地方振興局等に地域雇用相談員を設置し、労働相談や就業相談に応じるとともに、求人情報など各種労働関係情報を提供する。)	72, 784	雇用対策・労 働室
勤労者福祉支援事業費	県	うち勤労女性分 ・出前「いわて企業力アップ講座」の実施 企業、団体等の希望により出前して講座を開催すること により、職場環境の向上や労働者の福祉の向上を図る。	289	雇用対策・労 働室
労働者等生活安定支援 資金貸付金	県	うち育児・介護休業者生活資金貸付金分 育児・介護休業者の生活の安定を図るため、生活 資金の一部を融資することにより、育児休業の取得 促進を支援	3, 467	雇用対策・労 働室
交通安全施設整備事業 等	県	歩道等の交通安全施設の整備に要する経費	4, 132, 826	道路環境課
住情報交流事業	県	住情報の発信経費等	2, 014	建築住宅課
育休補充教職員の配置	県	教職員の育児休業中に代替教職員を設置する。	小中学校 800,568 県立学校 527,064	教職員課
小計		25年度予算額	10, 042, 615	再掲は含まない。

2 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備

事業名	実施主体	事業内容	25年度 (2月補正後 予算額)	担当課
予防接種センター機能 推進事業	県	心臓血管系疾患等の基礎疾患を有する予防接種要注意者は、その健康状態等を勘案して予防接種を行うことが必要であることから、小児科専門医が勤務する医療機関を予防接種センターと指定し、これらの者が安心して接種が受けられる体制を整備。	2, 008	医療政策室
乳幼児、妊産婦医療費 助成	市町村	乳幼児の健全な発育と死亡率の減少を図るとともに、母体の健康を保持し、健やかな子供の出生とその育成を図るため、医療費の給付を実施する市町村に対し助成する。	587, 968	健康国保課
ジョブカフェいわて管 理運営費	県	岩手労働局と連携し、若年者を対象にきめ細やかな就職相談、職業紹介等を行うワンストップセンター「ジョブカフェいわて」の管理運営を行う。	107, 540	雇用対策・労 働室

地域ジョブカフェ管理 運営費	県	地域の関係機関と連携して、若年者を中心とした就業支援 と地域産業の活性化を行う地域ジョブカフェを管理・運営	20, 237	雇用対策・労 働室
		する。 ・宮古 ・久慈 ・一関		J273 - L-s
		大船渡二戸		
就業支援推進事業費 (再掲) (旧就業支援 員配置事業費)	県	県内各地域に就業支援員を配置して、地域内関係機関と連携しながら雇用・労働に関する地域課題に対応する。	(再掲 72,784)	雇用対策・労働室
委員会運営費(あっせ ん員の委嘱)	県	あっせん員による個別紛争の解決援助	312	労働委員会事 務局
小計		25年度予算額	718, 065	再掲は含まない。

3 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進

事業名	実施主体	事業内容	25年度 (2月補正後 予算額)	担当課
商工業小規模事業経営 支援事業費補助(若手後 継者等育成事業)		青年部・女性部の活動推進を図るため、商工会・商工会議 所が行う講習会、研修会、ブロック別交流会などを支援す る。	8, 000	経営支援課
被災中小企業重層的支援事業費(企業組合設立支援事業)	小企業	企業組合設立による新規創業を支援するため、岩手県中小 企業団体中央会が行う、主に女性を対象とした創業セミ ナーに対して支援する。	782	経営支援課
沿岸漁業改善資金 (生活改善資金)	県	生活改善資金の貸付 資金種類 (1) 生活合理化設備資金 (2) 住居利用方式改善資金 (3) 婦人・高齢者活動資金	25, 880	団体指導課
農山漁村いきいきチャ レンジ支援事業	県	農山漁村における男女共同参画社会を一層推進するため、女性が活力ある農山漁村の担い手として意欲をもち、能力を十分に発揮できる環境整備と人材育成を図るとともに、地域食文化の発信・伝承活動や農林水産物等の6次産業化を促進する。 1 家族経営協定の推進 2 農山漁村男女共同参画の推進、女性リーダーの育成 3 地域食文化の伝承・発信活動の促進	546	農業普及技術課
森林機能高度発揮普及 促進事業(うち「林業 女性等活動支援事業」)	県	林業女性グループを対象とした視察等勉強会の開催、全 国林研女性会議などの活動支援	716	森林整備課
漁業担い手確保・育成 総合対策事業費(うち 女性活動促進)	県	漁村における女性の活動の促進、地位の向上のための実 践活動推進(リーダー育成、交流学習)	9, 583	水産振興課
小 計		25年度予算額	45, 507	再掲は含まない。

4 女性の職業能力開発の促進

事業名	実施 主体	事業内容	25年度 (2月補正後 予算額)	担当課
いわて男女共同参画プラン推進事業費(再掲)	県	 ○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、NPOによる運営を行う。 1 情報機能 (1) 「センターだより」発行 年3回 (2) 図書、ビデオ、資料配架 (3) ホームページによる情報発信 2 学習機能 (1) いわて男女共同参画推進月間事業・いわて男女共同参画カエスティバル (2) 各種講座 ・出前講座、DV被害者支援セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー	(再掲 20,477)	青少年・男女共同参画課
女性医師就業支援事業 (再掲)		女性医師等への「育児支援」や「職場復帰研修」の実施、 院内保育所の夜間運営や病児等保育の支援を通じて、医師 が働きやすい環境を整備することにより、医師確保や離職 防止を図る。	(再掲 15,013)	医療政策室
いわて起業家育成資金貸付金		新たに事業を開始しようとする方を対象に、創業に必要な 資金の貸付原資の一部を金融機関に預託。	1, 022, 482	経営支援課
女性就業援助事業費	県	就業を希望する女性に対し、県内6ヶ所で技術講習や就業 に関する情報提供を行うことにより就業機会の拡大を図 る。	8, 244	雇用対策・労 働室
認定職業訓練費補助事業	・県	認定職業訓練事業を実施する事業主団体等に対する助成		雇用対策・労 働室
就業支援推進事業費 (旧就業支援員配置事 業費)	県	県内各地域に就業支援員を配置して、地域内関係機関と連携しながら雇用・労働に関する地域課題に対応する。	(再掲 72, 784)	雇用対策・労 働室
ジョブカフェいわて管理運営費(再掲)	県	岩手労働局と連携し、若年者を対象にきめ細やかな就職相 談、職業紹介等を行うワンストップセンター「ジョブカ フェいわて」の管理運営を行う。	(再掲 107, 540)	雇用対策・労 働室
地域ジョブカフェ管理 運営費(再掲)	県	地域の関係機関と連携して、若年者を中心とした就業支援と地域産業の活性化を行う地域ジョブカフェを管理・運営する。 ・宮古 ・久慈 ・一関 ・大船渡 ・二戸	(再掲 20, 237)	雇用対策・労 働室
小 計		25年度予算額	1, 092, 402	再掲は含まない。

5 家庭における男女共同参画の推進

			(去瓜・111)	I .
事業名	実施主体	事業内容	25年度 (2月補正後 予算額)	
いわて男女共同参画プラン推進事業費(再掲)	県	○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、NPOによる運営を行う。 1 情報機能 (1) 「センターだより」発行 年3回 (2) 図書、ビデオ、資料配架 (3) ホームページによる情報発信 2 学習機能 (1) いわて男女共同参画推進月間事業 ・いわて男女共同参画推進月間事業 ・いわて男女共同参画でフェスティハ・ル (2) 各種講座 ・出前講座、DV被害者支援セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー (3) 男女共同参画サポーター養成事業 (4) 市町村職員研修 3 相談機能 男女共同参画社会の実現に向けた、生き方・家族・健康 などに関する相談等 4 活動・交流機能 市町村と男女共同参画サポーターとの協働事業 地域での交流推進のためのネットワーク事業 ○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演とワークショップを行う。	(再掲 20, 477)	青少年・男女・画課
福祉人材センター運営 事業	(県社	福祉サービスに対する理解を深め、新たな福祉人材の育成、潜在的福祉人材の就労を促進し、福祉人材の養成確保を図る。	25, 803	保健福祉企画室
看護師等養成所運営費 補助	民間	民間立看護師等養成所の運営費に対する補助	120, 913	医療政策室
看護師等修学資金 貸付費	県	看護師等養成施設及び大学院の在学者に対する修学資金の 貸付け	194, 500	医療政策室
ナースセンター事業	県	未就業看護職員の就業の促進等を図るための各種事業の実施	16, 300	医療政策室
ひとり親家庭医療費助 成	市町村	ひとり親家庭の経済的負担の軽減と父母と子の健康を図る ことを目的に、医療費の給付を実施する市町村に対し助成 する。	261, 460	健康国保課
保健師研修	県	保健所等の保健師の資質の向上のための研修会への派遣	378	健康国保課
特定健康診査・保健指 導事業負担金	県・ 市町 村国 保	国民健康保険の保険者(市町村)が実施する特定健康診査 及び保健指導事業に要する経費の一部を負担。	216, 143	健康国保課
明るい長寿社会づくり 推進事業	県(財きき手援団・公いい岩支財団	・岩手県長寿社会健康と福祉のまつり事業・全国健康福祉祭参加推進事業・高齢者社会貢献支援事業	23, 019	長寿社会課
介護予防地域支援事業 費	県	市町村単独では行うことができない広域的・専門的事業を 保健所が行い、市町村の介護予防事業を側面から支援	1, 875	長寿社会課

老人福祉施設整備	市町 村・ 民間	特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス等を整備する費用の一部を補助	635, 250	長寿社会課
高齢者及び障害者にや さしい住まいづくり推 進事業	市町村	在宅の要援護老人及び重度身体障害者に対応した住宅の改善を行う経費に対して市町村が補助する場合、その経費の 一部を補助	49, 963	長寿社会課
介護給付費等負担金	県	介護給付及び予防給付に要する費用の県費負担	16, 090, 171	長寿社会課
介護保険財政安定化基 金積立金	県	市町村の介護保険財政の安定化のため、県に基金を設置	29, 877	長寿社会課
介護保険制度施行事業	県	介護保険審査会の運営等を行う		長寿社会課
介護認定調查員等研修 事業費	県	要介護認定に関わる認定調査員等の研修等を行う (ケアマネ分も含む)		長寿社会課
障がい者自立支援事業 費(都道府県地域生活 支援事業費)	県	障がい者の地域生活を促進するため、相談支援従事者研修、補助犬育成、ガイドヘルパー養成など各種事業を実施する。	,	障がい保健福 祉課
障がい者就業・生活支援センター事業費	県	一般企業への就業をめざす障がい者及び就職後の職場定着 のための支援を要する障がい者に対し、就業面・生活面の 支援を一体的に実施する。	,	障がい保健福 祉課
チャレンジド就業・パ ワーアップ事業費	県	工賃向上計画の策定や工賃引上げ支援セミナーの開催な ど、障がい者の就労支援に向けた事業を実施する。	11, 802	障がい保健福 祉課
精神障がい者地域移行 支援特別対策事業費	県	精神障がい者の地域移行を推進するため、多職種支援チームによるアウトリーチ(訪問支援)等を実施する。	36, 201	障がい保健福 祉課
障害者支援施設等整備 費補助	県	障害者支援施設等を整備する社会福祉法人等に対し経費を 補助する。	96, 549	障がい保健福 祉課
過程児童相談室設置費 (母子自立支援員兼子 育て支援員活動費)	県	各地方振興局に設置されている母子自立支援員兼家庭相談 員による生活相談等の実施		児童家庭課
母子福祉資金の貸付	県	母子家庭に対する修学資金、修学支度資金等12種の資金の 貸付	·	児童家庭課
寡婦福祉資金の貸付	県	寡婦に対する修学資金、住宅資金等12種の資金の貸付	,	児童家庭課
児童扶養手当支給事業	県	児童扶養手当支給認定支給事務	,	児童家庭課
母子家庭等セルフサ ポート事業	県	「母子家庭等自立·就業支援センター」を設置し、個々の家庭の状況や職業適性などに配慮した就業支援及び母子家庭自立支援給付金を支給する。		児童家庭課
母子家庭等日常生活 支援事業	県	家庭生活支援員の派遣等により、生活援助、子育て支援を行う。		児童家庭課
母子福祉対策費	県	就業支援講習会開催、無料法律相談の実施	·	児童家庭課
就職支援能力開発費(母子家庭の母等の職業的自立促進事業費)	県	母子家庭の母等を対象に3箇月間の職業訓練を実施することにより、職業能力の充実・強化を図り、職業的自立促進 に資する。		雇用対策・労働室
(社) 岩手県シルバー 人材センター連合会運 営費補助	県・ 民間	高齢者の就業機会の確保と社会参加の促進に寄与するシルバー人材センター事業の充実を図るため、(社) 岩手県シルバー人材センター連合会の運営費を補助する。		雇用対策・労 働室
障がい者等雇用対策費 (一般行政経費)	県	障がい者・中高年齢者等の就業のニーズに対応した職場適 応訓練の実施等		雇用対策・労 働室
チャレンジド就業支援 事業(支援体制強化・ 意識啓発)	福祉	障がい者の就業を促進し、地域の就労支援機能を強化するため、就業を支える体制の整備や就労支援力の向上を図る養成研修を実施する。	1, 602	雇用対策・労 働室

チャレンジド就業支援 事業 (障害者の態様に 応じた多様な委託訓練 事業)	県	障がい者の就業を促進するため、職業訓練法人や民間企業等に委託して、障がい者の能力、適性及び地域の障がい者雇用のニーズに対応した短期の障がい者委託訓練を実施する。		雇用対策・労 働室
小 計		25年度予算額	19, 712, 256	再掲は含まない。

6 地域における男女共同参画の推進

				担当課
事業名	実施	事業内容	25年度	
	主体		(2月補正後	
			予算額)	
いわて男女共同参画プ	県	○いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画セン	(再掲	青少年・男女
ラン推進事業費(再掲)		ター」を設置し、NPOによる運営を行う。 1 情報機能	20, 477)	共同参画課
<i>拘)</i>		1 - 情報機能 (1) - 「センターだより」発行 - 年3回		
		(1) 「ピング」だより」 光刊 「中3回 (2) 図書、ビデオ、資料配架 (3) (3) (4) (4) (5) (6) (7)		
		(3) ホームページによる情報発信		
		2 学習機能		
		(1) いわて男女共同参画推進月間事業		
		・いわて男女共同参画フェスティバル		
		(2) 各種講座 ・出前講座、DV被害者支援セミナー、		
		・ ・ 山川神座、DV板音有叉抜ビミナー、 ワーク・ライフ・バランスセミナー		
		(3) 男女共同参画サポーター養成事業		
		(4) 市町村職員研修		
		3 相談機能		
		男女共同参画社会の実現に向けた、生き方・家族・		
		健康 などに関する相談等 4 活動・交流機能		
		4 - 佰動・父加機能 - 市町村と男女共同参画サポーターとの協働事業		
		地域での交流推進のためのネットワーク事業		
		○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する講演と		
		ワークショップを行う。		
NPO活動交流セン	県	NPO活動交流センター及び県民活動交流センターの受付・	22, 058	NPO・文化
ター管理運営事業		調整等管理運営及びNPOに対する相談・助言等業務を行う。		国際課
		7.		
NPO等による復興支	県	官民協働による復興支援活動を行うNPO等への助成を行	118, 824	NPO・文化
援事業		うとともに、NPO等の基礎的な運営能力強化の取組みを		国際課
		行う。		
 消費生活知識の普及啓	県	 消費者行政推進事業	15 309	県民生活セン
発	<i>></i> T\	消費者の自立の支援に関する諸施策を推進する。	10, 503	ター
		○消費者啓発・情報提供		
		・各種広報媒体を活用した情報提供		
		・各種講座の開催		
		○県民生活相談 ○その他消費者行政の推進		
		○てい他付負有11 以い推進 		
· 小 計		25年度予算額	156 101	再掲は含まない。
\1, bl		20平及∫异似	150, 191	日がな日 みない。

Ⅲ 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(単位:千円)

	1	(単位:千円)						
事業名	実施主体	事業内容	25年度 (2月補正後 予算額)	担当課				
青少年のための環境浄 化対策事業	県	青少年環境浄化審議会の開催、立入調査員による不健全図 書、区分陳列などの点検等		青少年・男女 共同参画課				
配偶者暴力防止対策推 進事業	県	DVの根絶に向けた意識啓発と、相談員の資質向上に向けた取組、関係機関との連携等を推進 ① 暴力の防止に向けた教育・啓発の促進 街頭啓発による意識啓発 出前講座等によるデートDV予防啓発 ② 相談・保護体制の充実 配偶者からの暴力被害者支援関係職員研修会 「緊急避難」のための宿泊場所の確保事業 ③ 被害者の自立支援 配偶者暴力被害者自立支援事業費補助 ④ 関係機関の連携協力 岩手県DV防止対策連絡協議会(官民) 市町村DV防止対策担当課長等会議		青少年・男女 共同参画課				
福祉総合相談センター 管理運営費(婦人相談 所)	県	女性相談員を設置し、要保護女子に対する相談指導を実施する。	7, 499	児童家庭課				
婦人保護施設入所保護費	県	婦人保護施設に、要保護女性の入所保護を委託する。	69, 964	児童家庭課				
児童養育支援ネットワーク事業	県	児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応、再発予防に係る総合的な取組を推進するため、児童相談所の体制整備や市町村の対応力の強化のための支援等を行う。 児童虐待防止活動事業(県要保護児童対策地域協議会、地域活動、市町村連携等) 虐待対応チーム事業(精神科カウンセリング強化等) 児童相談所相談機能強化事業(スーパーバイス強化事業、専門性強化、主任児童委員等研修の実施等) 基幹的職員研修事業(児童福祉施設のスーパーバイザー養成) 児童虐待保護者指導・支援事業(グループ療法や外部講師による専門的治療等) 未成年後見人支援事業(未成年後見人の選任の推進)	5, 036	児童家庭課				
被害者支援推進事業	県	犯罪被害者に対する施策の推進1 県犯罪被害者支援連絡会の開催2 公益社団法人いわて被害者支援センターに対する補助の実施3 犯罪被害者等の捜査過程に伴う負担の軽減	2, 620	警察本部県民課				
小計		25年度予算額	82, 544	再掲は含まない。				

2 メディアにおける人権の尊重

(単位:千円)

事業名	実施主体					
青少年のための環境浄 化対策事業	県	青少年環境浄化審議会の開催、立入調査員による不健全図書、区分陳列などの点検等	(再掲	青少年・男女 共同参画課		
小計		25年度予算額		再掲は含まない。		

3 生涯にわたる女性の健康支援

(単位:千円)

事業名	実施主体	事業内容	25年度 (2月補正後 予算額)	担当課
母子保健対策費(周産期 医療対策事業)	県	安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図るため、妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な 医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備する。	878, 610	医療政策室
エイズ対策特別促進事業	県	1 岩手県エイズ対策推進協議会の開催(委員23名) 2 マンパワーの養成事業 研修機関への派遣研修	2,000	医療政策室
性感染症対策事業	県	不妊等の原因となる性感染症を早期発見し治療に結びつけるため、性器クラミジア感染症検査を実施する。		医療政策室
乳幼児、妊産婦医療費 助成(再掲)	市町村	乳幼児の健全な発育と死亡率の減少を図るとともに、母体の健康を保持し、健やかな子供の出生とその育成を図るため、医療費の給付を実施する市町村に対し助成する。	587, 968	健康国保課
栄養改善の指導	県	特定給食施設の指導を中心とした専門的栄養指導 栄養改善のためのネットワークづくり及び関係機関への支援	1, 161	健康国保課
薬物乱用防止啓発事業	県	1 覚せい剤等薬物乱用防止啓発事業 岩手県薬物乱用防止指導員 350 名委嘱 保健所薬物相談窓口等 2 薬と健康管理講座 3 啓発活動	,	健康国保課
特定不妊治療費助成事業	県	特定の不妊治療に要する費用の一部を助成	88, 930	児童家庭課
母子保健対策費(生涯 を通じた女性の健康支 援事業)	県	生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図るため、各種の 健康教育事業、健康支援、不妊専門相談等の事業を実施す る。	ŕ	児童家庭課
指導運営費(学校保 健、安全関係講習会)	県	養護教諭等の専門知識及び技術を高め、学校保健の充実に 資する。	1, 771	スポーツ健康 課
小計		25年度予算額	1, 572, 134	再掲は含まない。

第 3 部

参 考 資 料

〇男女共同参画社会基本法

目次

前文

第1章 総則(第1条-第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的 施策(第13条一第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の 平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、 国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められて きたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共 団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を 総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会 経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現 することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に 関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民 の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策の基本となる事項を定めることによ り、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進す ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享

受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を 形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女 間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女 のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する ことをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての 尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱 いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機 会が確保されることその他の男女の人権が尊重される ことを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等 な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策 又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し て参画する機会が確保されることを旨として、行われな ければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女 共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画 社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」とい う。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関 する施策 (積極的改善措置を含む。以下同じ。) を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同 参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及 びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施 策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会 のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共 同参画社会の形成に寄与するように努めなければなら ない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置 その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の 形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作 成し、これを国会に提出しなければならない。
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施 策

(男女共同参画基本計画)

- 第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、 男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求め

なければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更につい て準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、 当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都 道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければな らない
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ず べき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合 的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共 同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基 本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。) を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又 は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、 基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置 を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人

権が侵害された場合における被害者の救済を図るため に必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規 定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各 大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に 関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調 査審議すること。
 - 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要が あると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に 対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男 女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要が あると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に 対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理 大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有す る者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数 の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。(議員の任期)
- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。 ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。 (資料提出の要求等)
- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平成14年10月9日公布)

岩手県条例第61号

岩手県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9 条-第22条)

第3章 岩手県男女共同参画審議会(第23条-第31条)

第4章 雑則(第32条)

附則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度 又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に 的確に対応していく上で、男女が性別にかかわりなく、そ の個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任 を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められて いる。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを 決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、 この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理

念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにすると ともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる 事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計 画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均 等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、 かつ、共に責任を担うことをいう。
 - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女 間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女 のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する ことをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理 念として行われなければならない。
 - (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
 - (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な 役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選 択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとす るように配慮されること。
 - (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策 又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同 して参画する機会が確保されること。
 - (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。
 - (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。
 - (6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、 生涯にわたり健康な生活を営むことができること及

び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重される こと。

(7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。)を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」 という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施 策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策 定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会の あらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同 参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施 策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。
- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する 施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会の あらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間 における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント (性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的 な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益 を与えることをいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法

律第78号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女 共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県 民の意見を反映することができるよう必要な措置を講 ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴か なければならない。
- 3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用 する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第 11 条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の 男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を 講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

- 第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。
- 2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。 (教育及び学習の推進)
- 第 14 条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県 民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び 学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事 業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

- 第16条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員(以下この条において「委員」という。)を置くものとする。
- 2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申 出を行うことができる。
- 3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。
- 4 委員は、第2項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第 17 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定 及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第18条 県は、市町村が行う法第14条第3項の市町村男 女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する 基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参 画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技 術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるも のとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第 19 条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営 利活動法人(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第

- 7号)第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。以下 同じ。)その他の民間の団体との連携及び協働に努める ものとする。
- 2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う 男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、 これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施 し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進 に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機 能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施 するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上 の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び 男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにす る報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

- 第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は 男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要 事項について、必要があると認めるときは、知事に意見 を述べることができる。

(所掌)

- 第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な 施策に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に 関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼす と認められる施策に関すること。

(組織)

- 第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。 ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、 この限りでない。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生 じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間 とする。

(会長)

(会議)

- 第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会 長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 第28条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数 のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。
- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。 (庶務)
- 第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。 (会長への委任)
- 第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関 し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(補則)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施 に関し必要な事項は、知事が定める。 (平成15年3月31日公布 岩手県規則第28号)

岩手県男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手県男女共同参画推進条例(平成 14年岩手県条例第61号。以下「条例」という。)の実施 に関し必要な事項を定めるものとする。

(岩手県男女共同参画調整委員)

- 第2条 条例第 16 条第1項の委員として岩手県男女共同 参画調整委員(以下「調整委員」という。)を置く。
- 2 調整委員は、3人以内とし、人格が高潔で、男女共同 参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知 事が任命する。この場合において、1人以上は法律に関 して優れた識見を有する者とし、かつ、1人以上は女性 としなければならない。
- 3 調整委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又 は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。
- 4 調整委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 調整委員は、再任されることができる。
- 6 知事は、調整委員が心身の故障のため職務の遂行に堪 えないと認めるとき、又は調整委員に職務上の義務違反 その他調整委員たるに適しない非行があると認めると きは、これを解任することができる。

(職務の執行等)

- 第3条 調整委員は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 条例第 16 条第 3 項の規定により、申出の内容について調査し、助言、指導及び勧告を行うこと。
 - (2) 条例第16条第4項の規定により、申出の内容について調査し、助言、是正の要望等を行うこと。
 - (3) 前2号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は 関係団体と必要な連絡調整を行うこと。
- 2 調整委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。
- 3 調整委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議によるものとする。
 - (1) 職務の執行の方針に関すること。
 - (2) 職務の執行の計画に関すること。
 - (3) その他調整委員が合議により処理することとした 事項に関すること。
- 4 調整委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(申出の方式)

- 第4条 条例第16条第2項の規定に基づく申出(以下この条、次条第1項、第7条第1項及び第2項並びに第11条において「苦情又は相談の申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した申出書により行わなければならない。ただし、調整委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。
 - (1) 苦情又は相談の申出をする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに電話番号
 - (2) 苦情又は相談の申出の趣旨及び理由
 - (3) 他の機関への相談等の状況
 - (4) 条例第16条第2項の規定に基づく相談の申出の場合にあっては、当該申出に係る人権の侵害があった日
 - (5) 苦情又は相談の申出の年月日
- 2 前項ただし書の規定に基づき口頭による苦情又は相談の申出があったときは、調整委員は、その内容を録取し、書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

- 第5条 調整委員は、次の各号のいずれかに該当する事項 に係る苦情又は相談の申出については、調査しないもの とする。
 - (1) 判決、裁決等により確定した事項
 - (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において 不服申立ての審理中の事案に関する事項
 - (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の 確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13 条第1項の紛争の解決の援助の対象となる事項若し くは同法第14条第1項の調停の対象となる事項又は 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13 年法律第112号)若しくは個別労働関係紛争の解決の 促進に関する条例(平成14年岩手県条例第50号)の 個別労働関係紛争の解決の援助の対象となる事項
 - (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事 項
 - (5) 条例又はこの規則に基づく調整委員の行為に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、調整委員が調査する ことが適当でないと認める事項
- 2 調整委員は、条例第 16 条第1項の人権が侵害された 事案に関する相談の申出が当該申出に係る人権の侵害 があった日から1年を経過した日以後にされたときは、

当該申出の内容について調査しないものとする。ただし、 当該期間内に当該申出をすることができないことにつ き正当な理由があるときは、この限りでない。

3 調整委員は、前2項の場合においては、申出の内容について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

(調査開始の通知等)

- 第6条 調整委員は、条例第16条第3項又は第4項の申出について調査を開始するときは、その旨を苦情に係る施策を行う県の機関(以下「県の機関」という。)又は関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、条例第16条第4項の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。
- 2 調整委員は、条例第 16 条第 3 項の規定により、県の 機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他 の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めるとき、 又は同条第 4 項の規定により、関係者に対し、資料の提 出及び説明を求めるときは、書面により依頼するものと する。

(調査結果等の通知)

- 第7条 調整委員は、苦情又は相談の申出の内容について 調査が終了したときは、その結果を、速やかに、当該申 出をした者に対し、書面により通知するものとする。こ の場合において、条例第16条第3項の規定による助言、 指導若しくは勧告又は同条第4項の規定による助言、是 正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出 をした者に通知するものとする。
- 2 調整委員は、苦情又は相談の申出の内容について調査が終了した場合において、条例第 16 条第 3 項の規定による助言、指導若しくは勧告又は同条第 4 項の規定による助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第 1 項の規定により調査開始の通知をした県の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

(助言、指導又は勧告)

第8条 条例第16条第3項の助言、指導又は勧告は、書 面により行うものとする。

(助言、是正の要望等)

第9条 調整委員は、条例第16条第4項の助言を関係者 に対し口頭で行った場合において、当該関係者から当該 助言の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められ たときは、これを交付するものとする。 2 条例第 16 条第 4 項の是正の要望等は、書面により行 うものとする。

(是正その他の措置の報告)

第10条 調整委員は、条例第16条第3項の指導又は勧告を行ったときは、当該指導又は勧告を行った県の機関に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告を求めるものとする。

(申出の処理の状況等の報告等)

第 11 条 調整委員は、毎年度、苦情又は相談の申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、知事に提出するとともに、これを公表するものとする。

(身分証明書)

第 12 条 調整委員は、職務を行う場合には、その身分を 示す身分証明書(別記様式)を携帯し、関係者の請求が あったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、申出の処理に関 し必要な事項は、調整委員が協議して定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 19 年 3 月 30 日規則第 23 号) この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第12条関係)

(省略)

男女共同参画に関する国内外の動き(年表)

年	世 界 の 動 き	日 本 の 動 き	岩 手 県 の 動 き
1945 (昭20)	●国際連合誕生(10月)	●婦人参政権確立	
10/16	●婦人の地位向上委員会設置	●婦人参政初の総選挙	
1972	●第27回国連総会で、1975年を国際婦人年 とすることを宣言(12月)		
1975	●「国際婦人年世界会議」をメキシコシティで 開催 ●「世界行動計画」を採択(7月)	●総理府に「婦人企画推進本部」を設置(9月) ●「総理府婦人問題担当室」設置(9月)	
1076	●「国際婦人の十年」(1976~1985)	●育児休業法の施行(4月) ●民法等一部改正施行(6月)(離婚復氏制度)	
(31)		●氏法等一即以正池11(0月)(離相復以制度)	●企画調整部青少年対策課において、婦人問題に関
1977 (52)		●「国内行動計画」策定(1月) ●「国内行動計画前期重点目標」発表(10月) ●「国立婦人教育会館」開館(10月)	する総括事務を所管(3月) ●婦人問題関係課長会議開催(4月) ●婦人団体県連会長会開催(4月)(以後、毎年度開催) ●婦人対策懇談会設置(12月)
1978 (53)			 ●「岩手の婦人対策の方向」を策定(8月) ●「岩手婦人の集い」開催(8月)(以後、毎年度開催) ●「婦人の生活実態と意識に関する調査」を実施(9月) ●「岩手県婦人問題研究会議」開催 ●広報紙「婦人情報」創刊(10月)
1979 (54)	●第34回国連総会で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択(12月)		●企画調整部青少年婦人課設置 (4月) ●「婦人週間ブロック会議」開催(県内4会場)(4月)(以後、毎年度開催) ●婦人海外研修「訪ソ婦人の船」に5人の女性を派遣(7月) ●「北海道、東北、関東地区婦人問題推進地域会議」を開催(11月)
1980 (55)	●「国連婦人の十年中間年世界会議」をコペンハーゲンで開催(7月) ●「国際婦人の十年後期行動プログラム」を 採択	●「女子差別撤廃条約」署名(7月)	●婦人海外研修「中華人民共和国」に5人の女性を派遣(8月)(56年度は6人の女性を派遣)
1001	●「女子差別撤廃条約」発効(9月)	●「国内行動計画後期重点目標」を発表(5月) ●民法・家事審判法一部改正施行(1月) (配偶者相続分の引上げ等)	●「岩手の婦人」発刊(4月) ●「岩手の婦人対策の方向後期重点目標」を設定
1982 (57)			●岩手婦人の船洋上研修の開始(1月)(以後、毎年度実施) ●岩手県単独による婦人海外研修の開始(9月) (以後、毎年度10人の女性をヨーロッパ等へ派遣)
1984			●「婦人の生活実態と意識に関する調査」を実施(11
(59)		●国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行(1	月)
1985 (60)	●「国連婦人の十年最終年世界会議」をナイロビで開催(7月) ●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択(7月)	月) (父母両系主義) ●「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇 の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」 (男女雇用機会均等法)成立(5月)(昭和60.6.1公布、 昭和61.4.1施行) ●「女子差別撤廃条約」批准(6月)7月発効	
1986 (61)		●総理府「婦人問題企画推進有識者会議」設置(4月) ●国民年金法の一部改正施行(4月)(婦人年金権の確立)	
1987 (62)		●「農山漁村婦人の日」の設定(3月) ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定	
1988		(5月)	●「新岩手の婦人対策の方向」を策定(3月)
1989 (平成元)			●「岩手県婦人行政推進連絡会議」設置(5月) ●「いわて女と男のさわやかフォーラム」(岩手婦人の 集いを改称)を開催(9月)(以後、毎年度開催)
1990 (2)	●「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(5月)		●「婦人週間いわて地域フォーラム」(婦人週間ブロック会議を改称)を開催(5月)(以後、毎年度開催) ●「岩手の女性の意識に関する調査」を実施(11月)
1991		●「育児休業等に関する法律」成立(5月) (平成3.5.15公布、平成4.4.1施行) ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次 改定)」を決定(5月)	
1992 (4)			●「いわて女性さわやかプラン」を策定(3月)
1993 (5)		●第4回世界婦人会議日本国内委員会設置	●青少年婦人課を青少年女性課に改称 ●「さわやか地域フォーラム」開催
1004	●「開発と女性」に関する第2回アジア太平 洋大臣会議(於:ジャカルタ)	●男女共同参画推進本部設置 ●男女共同参画審議会発足	- こうというというとう ノーコカル
	(ESCAP地域準備会合) ●第4回世界女性会議開催 行動綱領、北京宣言採択	●男女共同参画室発足●「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	
1995	京宣言採択	●男女共同参画審議会による男女共同参画ビジョン	●「いたてた性されたかった」、後世月は的佐笠の笠
(7) 1996		の答申 (7月)	●「いわて女性さわやかプラン」後期具体的施策の策 定(3月)
(7)			でいって女性されるがフラン」後期具体的施策の策定(3月) ●情報紙「join」創刊

男女共同参画に関する国内外の動き(年表)

年	世界	Ø	動 7	日	本	o o	動	き	岩	手		の	動	き
1999 (11)				●男女共同	多画社会基	基本法制定(6月)							
2000 (12)	●国連特別総会「 ョーク)	女性2000年	E会議」(ニュー	●「男女共	同参画基本	計画」策定			●「レンネ	つて男女丼	は同参画プラ	シ」を策定	≧(3月)	
2001 (13)				●男女共同 ●男女共同 ●第1回男 ●配偶者が する法律(C	参画局設置 女共同参画 らの暴力の	置 可週間 D防止及び被	[害者の保	護に関						
2002 (14)									●「岩≒	手県男女共	共同参画推:	進条例」(1	0月)	
2003 (15)						援策の提言 策推進法制気			●「男女 (4月)	女共同参阅	を青少年・ 画に関する語 をえる社会に	き情及び 村	目談の処理	制度」
2004 (16)						D防止及び被 の改正(12月		護に関						
2005 (17)	●第49回国連婦 ヨ— ク)	人の地位委	員会(ニュー			改正(4月施 画基本計画」		1)			も は同参画プラ は暴力防止な			宦(9
2006 (18)	●第1回東アジア 合(東京)	男女共同参	画担当大臣会	●男女雇用	月機会均等 活	去改正					ョセンター」 とえる社会に			実施
2007 (19)	●第2回東アジア 合(インド)	男女共同参	画担当大臣会			D防止及び被 の改正(2008		護に関						
2008 (20)									●「い [∤] (5月)	って配偶者	首暴力防止 対	対策推進言	†画」を一部	部改正
2009 (21)				●育児·介語	護休業法の	改正(7月施	行)		共同参	画プラン」	同参画審議 の基本的方 をえる社会に	前向につい	て諮問	
2010 (22)				●「第3次身	男女共同参问	画基本計画」	策定(12月	1)						
2011 (23)											は同参画プラ 番暴力防止対			定(3
2012 (24)				●「「女性の 策定(6月))活躍促進(こよる経済活	性化」行動	計画」	●「男女	なが共にる	をえる社会に	二関する意	識調査」を	実施
2013 (25)				●「日本再! 置づけられ ●配偶者か	興戦略」の「 る(6月) vらの暴力の	フォーラムの 中核に「女性 D防止及び被 の改正(2014	の活躍推済 と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	進」が位						
2014 (26)				実現」が掲げ	げられる(6,	T2014に「『す 月) く社会づくり:			●若者	女性協働	推進室を設	置(4月)		

平成 25 年度 岩手県男女共同参画年次報告書

平成 26 年 11 月発行 発行 岩手県環境生活部若者女性協働推進室

> 〒020-8570 盛岡市内丸 10番 1号 Till 019-629-5346 FAX 019-629-5354 E-mail <u>AC0006@pref.iwate.jp</u>

 \int